

○ 財務省令第30号(昭和57年大蔵省告示第330号)による。昭和57年大蔵省告示第330号は、昭和57年1月6日付で発行されたものである。

四 発行方法
三 用振替の法律項及びその適性
二 発行名称及び根拠記述
一 行政条件等を次年十一月とおり告示する旨

で競争とて価のし定あ争争う札価振の以律社条九特十利付
あ争争す得格決、めつ入入。へ格替適下へ平債第年別八付
つ入入るらを定価らて札札に以を機用「振替法」^(昭和57年大蔵省告示第330号)によく競争は受けけるもとの規定。
て札札もれ募を格られ、「振替法」^(昭和57年大蔵省告示第330号)によく競争は受けけるもとの規定。
、と発のる入受競た格に付けるもとの規定。
財同行に価額け争利競争に行い(以下「振替法」という。)に付けるもとの規定。
務時「よ格にた入率競争に行い(以下「振替法」という。)に付けるもとの規定。
大にとるをよ各札を入わう(以下「振替法」という。)に付けるもとの規定。
臣行い發そり申にがわう行の加込おそれ。下「振替法」という。の規定。
各れ。(以下「振替法」という。)に付けるもとの規定。
國る、下行平のて利お入価格格とる。その規定。
債入価均応募率い札格格とる。その規定。
市札格非格し募入とてで競争い入の規定。

五

イ

方募

ハ 口 イ

六

イ

發

入価 入価・別債行争非者特国札非
 札格行札格第参市及入価・別債発競
 発競 発競II加場び札格第参市行争
 行争額行争非者特国発競I加場入

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

四う額
 十ち面
 七、金
 条特額
 第別で
 一會一
 項計兆
 のに八
 規関千
 定す六
 にる百
 基法億
 づ律円
 き第

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のよ割高
 申応りりい

争市る参てしひ価ーを場
 入場も加、た価格國定特
 札特の者財後格競債め別
 発別にご務に競争市る参
 行参よと大行参よと大行
 「加るに臣わ札特の者
 と者発応がれ札發別にご
 い・行募各の行参よと
 う第へ限國る募ー加るに
 。II以度債入と者発応
 非下額市札のう・行募
 価ーを場で決。第へ限
 格國定特あ定ーI以度
 競債め別つを及非下額

七

ハ 口 イ
払

行争非者特国札非入価込
 入価・別債発競札格金
 札格第参市行争発競
 発競I加場入行争額

万四千三百九十九千円六百六十二万九千八百八十六
 十八一兆二八九萬千六百六十六億九千八百六十二千二百
 円

二
ハ 口

行争非者特国行争非者特国
 入価・別債入価・別債
 札格第参市札格第参市
 発競II加場發競I加場

でた条特千利第別七付一会百国項計八債のに十に規
 関四つ定す億いにる円て基法、づ律額き第面發四
 金行十額し七

でた条特額た条千額發四利第別十利第別で利第八面行
 千付一会三付一会三付一百金し三国項計億国項計百国項九額た
 百債のに八債のに九債の十で利七に規関千に規關十に規
 一万一付十つ定す六つ定す八つ定円兆國八いにる百いにる
 儂いにる億いに、八債億て基法万て基法五て基同千に
 円、づ律円、づ律千はづ法二つ額き第額き第百、き第百
 い面發四面發四四十額發六一て金行十金行十万面行十億
 は額し七額し七円金し二四、

十
十
三
二

十
十
ロ
イ
一
發

九
八
振
額
最
替
額
入
債
・
別
債
單
面
札
格
第
參
市
位
金
發
競
II
加
場

の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 値 発
払 過 札 格 第 參 市 及 入 値 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 參 市 行 争 發 競 値
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

り 払 募 年
算 込 入 ○
出 金 決 ・
し 額 定 一
た に の パ
金 加 通 ト
額 え 知 セ
を 、 を ン
第 次 受 ト
二 の け
十 算 た
号 式 者
に に は
規 よ 、

錢 額 錢 額 平 す 額 の 振 五 千
面 以 面 成 る の 記 替 万 七
金 上 金 二 ° 整 載 法 円 百
額 の 額 十 数 又 の 九
百 そ 百 九 倍 は 規 一
円 れ 円 年 の 記 定 億
に ぞ に 十 金 錄 に 六
つ れ つ 一 額 は よ 千
き の き 月 に 、 る 八
百 応 百 六 よ 最 振 万
円 募 円 日 る 低 替 円
三 値 三 も 額 口
十 格 十 の 面 座
七 七 と 金 簿

二十九八七六

十五

十四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

平成財務大臣から通知を受けた者
日額平利てを毎年三月に支給され
本面成子、支年三月に支給され
金三をそ払三月に支給され
額十支の期月に支給され
百九払日と二年う以し十
円年う以し十
に九。前、日
つ月六各及
き二月支び
百十間払九
円日に期月
属に二
すお十
るい日

後第
の二
利期
子以

初期利子

すず次そが金と平成
る号の銀額し成
期及翌行を、三十
日び営休支次年三
月に第業業払の三
つ十日日う算
い六にに。式月
て号支當たに二
同に払ただよ十
じおうるしり日
。いへと、算を
て以き支出支
規下は払し払
定、期た期

額面金額の総額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{47}{365}$
定する期日に払い込むものとす